

宿泊約款及び利用規則

【宿泊約款】

(本約款の適用)

第1条 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまれば宿泊施設(以下「当施設」という。)が宿泊客と締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊申し込みをしようとする方は、次の各号の事項を当施設へ申し出ていただきます。

- (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業、宿泊日
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地
- (3) その他当施設が必要と認めた事項

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかった事を証明した時は、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、施設の利用前に宿泊期間の宿泊料金をお支払いいただきます。

(宿泊引受けの拒絶)

第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。

- (1) 満室により客室の余裕がないとき。
- (2) 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次の事項に該当すると認められるとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力

イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ウ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、利用施設又は利用施設職員に対し暴力的要求行為、合理的範囲を超える負担を要求した場合
- (7) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (8) 他の宿泊客の迷惑となる行為と判断した場合

(予約の解除)

第5条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当施設は、宿泊者が宿泊日当日の午後8時半になっても到着しない場合、その宿泊予約は、取消しされたものとみなして処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、次の事項に該当すると認められるとき。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - イ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が、ほかの宿泊客等（利用施設職員、近隣住民を含む。）に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (4) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 第3条第2項の予約金の支払を請求した場合において期限までにその支払がないとき。
 - (8) 第2条第1号及び第3号の事項が異なるとき。
 - (9) 当施設が定める利用規則に従わないとき。
- 2 当施設は、前項の規定に基づいて宿泊予約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当施設受付において次の事柄を登録していただきます。

- (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、前泊地、後泊地
- (3) その他当施設が必要と認めた事項

(客室の利用時間)

第8条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が施設内及び客室内に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当施設が相当と考える措置をとる事とします。当該手荷物又は携帯品の所有者が明確に判明したときは、当施設は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともに、その指示を求めることができる（ただし、義務ではない。）ものとします。

(料金の支払)

第9条 宿泊料金の支払は現金により、宿泊客の到着の際に受付で行っていただきます。

2 当施設が、宿泊客に客室を提供し使用可能にもかかわらず、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当施設の利用規則に従っていただきます。

(当施設の責任)

第11条 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設受付において宿泊の登録を行ったときからチェックアウトした時に終わります。

2 宿泊客が当施設の利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当施設はその責任を負いません。

(駐車場の責任)

第12条 当施設駐車場内における車両及びその積載物の盗難、紛失又は毀損、事故については一切責任を負いません。

(宿泊客の責任)

第13条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(金銭その他貴重品)

第14条 金銭その他貴重品は、自己責任にて管理していただきます。滅失又は毀損等の損害について、当施設は一切責任を負いません。

(コンピューター通信の使用)

第15条 当施設内でのコンピューター通信の利用に当たっては、宿泊客自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、宿泊客がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。

2 コンピューター通信の利用に際し、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が見込まれる場合又は生じた損害については、その損害相当額を申し受けます。

(本約款の変更)

第16条 この約款に定めのない事項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

【利用規則】

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりば（以下「当館」という。）では、すべての来館者に安全かつ快適に御利用いただくために、次のとおり利用規則を定めておりますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない場合は、当館の御利用をお断り申し上げますので、あらかじめ御承知おきください。

1 適用範囲

当館の宿泊施設（以下総称して「当諸施設」という。）
御利用の来館者に適用させていただきます。ただし、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させていただきます。

2 火災予防及び保安に関すること

当館内は全施設禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は、必ず指定の屋外喫煙所を御利用ください。

3 お預かり品、お忘れ物等の取扱いに関すること

- (1) お預かり品及び保管は、原則、お預かりの日から3か月間となっております。それ以降は、当館にて処分させていただきます。
- (2) お忘れ物、拾得物の処置は法令（遺失物法（平成18年法律第73号））に基づいてお取り扱いさせていただきます。

4 当諸施設に関すること

(1) インターネット利用について

ア 無線LANについては、サービス提供の一部として実施しており、インターネット環境を100%保障するものではありません。

イ 来館者の機器設定や回線の混雑状況等により通信速度低下や繋がらない場合もございますので、予め御了承ください。

ウ 来館者のパソコン又は通信端末環境の各種設定に関して、当館では一切のサポートは致しかねます。

エ 接続する通信端末機器のセキュリティに関しては、来館者の責任において、保護、管理していただきますようお願い申し上げます。

- (2) 宿泊客が当館の施設内設備を利用できる時間は、チェックイン日の午後3時からチェックアウト日の朝10時までとします。チェックイン前、チェックアウト後の施設内設備利用については別料金を請求致します。

5 行動に関すること

- (1) 当館御利用の来館者は必ずくまればスタッフの指示に従って行動してください。承諾いただけない場合は、退去いただく場合がございます。
- (2) 当館内の入退出は当施設と御契約いただいた来館者のみ可能となります。
- (3) 当館内は全施設禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は、必ず所定の屋外喫煙所を御利用ください。
- (4) 当館内で発生したゴミ類は、当館の分別に従ってお捨ててください。
- (5) 当館内に危険物や法律により禁じられたものを持ち込むことはできません。
- (6) 当施設のドミトリー室の消灯は午後10時です。他のお客様や近隣住人の迷惑にならないよ

う節度を持った行動を心掛けて下さい。

6 責任に関すること

当館来館者間に発生したトラブルは、一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決してください。

7 その他の禁止事項

- (1) 当諸施設で賭博又は風紀を乱すような行為
- (2) 当諸施設で他の来館者等（当施設スタッフ、近隣住民を含む。以下同じ。）に御迷惑を及ぼすような大声、放歌又は喧騒な行為
- (3) 著しく不潔な身体又は服装により他の来館者等に迷惑を及ぼす恐れが認められること。
- (4) 客室を当館の許可なしに宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。
- (5) 当諸施設に他の来館者の迷惑になるものをお持込みになること。
 - ア 犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般（ただし、盲導犬、介助犬は除く。）
 - イ 発火又は引火しやすい火薬、発揮油類、危険性のある製品、悪臭を発する物その他法令で所持を禁じられている物等
- (6) 当諸施設の諸設備、諸物品に傷や異物を付れたり、当館の許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更する行為又は施設外に持ち出したりする行為
- (7) 当諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等及びビラ等の配布、署名活動等を行うこと。
- (8) 当館内で撮影された写真等を当館の許可なく営業上の目的で公にすること。
- (9) 当諸施設のある地域で他の来館者、近隣住民等に御迷惑を及ぼすような大声、放歌又は喧騒な行為
- (10) その他当館が不相当と判断する行為

8 情報に関すること

- (1) 当館の屋号「人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりば」は、当館以外の第三者が使用することを禁じます。
- (2) 当館は、簡易宿所に定義される宿泊所であり、旅館業営業許可にて運営を行っております。
- (3) 当館御利用時に御登録いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて守られ、第三者への開示、譲渡、販売を行うことは一切ありません。ただし、例外として以下の場合を除きます。
 - ア 来館者自身が開示について事前に同意いただいた場合
 - イ 法令及び管轄官公庁により開示が求められた場合
- (4) 当館御利用時に御登録いただいた電子メールアドレスは、当館の任意のタイミングで来館者御本人へ広告やお知らせを行うことができます。
- (5) 当ホームページに掲載されている写真や文章、デザインは当館の所有権が発生致します。

無断で使用する事を禁じます。

(6) 本利用規則に関する内容は予告なく変更する事があります。

附 則

この約款及び規則は、令和4年3月1日から施行します。